

重度心身障がい者医療費助成に係る所得制限の適用除外

1. 支援の内容

災害を受けるなど特別な事情があるときは、所得制限の適用を除外します。

2. 対象期間

対象となる期間は、災害を受けた日から1年間

3. 対象者（要件等）

震災、風水害、火災、落雷その他これらに類する災害により、住宅全壊、半壊、全焼、半焼、床上浸水以上の損害を受けられた者

4. 申請に必要なもの

印鑑、健康保険証、り災証明書（市で確認できる場合は不要）

5. 申請窓口

障がい福祉課支援給付担当（TEL）084-928-1063（FAX）084-928-1730

松永保健福祉課保健福祉担当（TEL）084-930-0410

北部保健福祉課保健福祉担当（TEL）084-976-8803

東部保健福祉課保健福祉担当（TEL）084-940-2572

神辺保健福祉課保健福祉担当（TEL）084-962-5005

新市支所保健福祉担当（TEL）0847-52-5515

沼隈支所保健福祉担当（TEL）084-980-7704

【問い合わせ先】

福山市 保健福祉局 福祉部 障がい福祉課 支援給付担当
（TEL）084-928-1063 （FAX）084-928-1730